

**福岡市市街化調整区域地域産業振興施設
立地申請の手引き**

令和5年8月

福岡市総務企画局企画調整部

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設 立地申請の手引き

— 目 次 —

1	制度の概要	1
	(1) 指定地域	
	(2) 新たに立地可能となる建築物	
	(3) 対象となる地域産業振興施設	
	(4) 立地までの流れ	
2	申請手続き	3
	(1) 事前相談	
	(2) 申請方法	
	(3) 申請に際しての留意事項	
	(4) 担当部局による事業内容審査等	
	(5) 地域住民等への説明・合意形成等	
	(6) 地域産業振興施設立地調整会議による審議	
	(7) 福岡市開発審査会への附議	

(参考資料)

- 指定地域図
- 福岡市開発審査会附議基準（抜粋）

(提出様式)

【申請時に必要な書類】

- 地域産業振興施設立地計画申請書（様式第1号）

【担当部局による事業内容審査後に必要な書類】

- 地域住民等への説明・合意形成の状況（様式第2号）
- 建設用地の状況（様式第3号）
- 地域産業振興施設立地申請に関する誓約書（様式第4号）

【一事業年度終了時（事業開始から3年間）に必要な書類】

- 事業実施状況報告書（様式第7号）

【事業内容を変更する場合に必要な書類】

- 地域産業振興施設立地変更等届出書（様式第8号）

1 制度の概要

- 市街化調整区域など農山漁村地域においては、人口減少、少子高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの維持・活性化が大きな課題となっています。課題解決に向けては、地域産業の振興や雇用の創出も必要となることから、平成27年10月に策定した「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、主な事業として「自然と調和した市街化調整区域のまちづくり」を掲げ、規制緩和による民間活力の導入など、地域特性を活かした地域の主体的な取組みを支援することとしています。
- この取組みを推進するにあたり、平成28年6月に、地域を指定したうえで、地域住民等による合意形成がなされていると認められる場合に、農林水産業や観光など、地域産業の振興に寄与する建築物の立地が可能となるよう、土地利用規制の緩和（福岡市開発審査会附議基準の改正）を行いました。
- これまで、市街化調整区域は、市街化を抑制し、自然や農地を保全するため、居住者の生活利便施設や生産者が行う店舗等以外は建築できないなどの規制がありましたが、この規制緩和によって、新たに生産者以外が営む施設や観光客を対象とした施設などの建築が可能になりました。
- 立地に当たっては、事前相談ののち申請書の提出が必要となります。申請内容について、立地の必要性等を市で審査したのち、福岡市開発審査会で審議し、承認されれば、以降都市計画法に基づく開発許可等を経て、立地が可能となります。
- 事業者の皆さんの、自由で斬新なアイデアによる魅力的な施設によって、市街化調整区域の産業振興、ひいては活性化につなげたいと考えています。

(1) 指定地域（8地域）

東区：志賀島、勝馬 早良区：脇山、内野、曲渕 西区：北崎、今津、能古

【指定地域の考え方】

- ・ 農林水産業が主たる産業の地域（農業振興地域または漁業地区）
- ・ 人口減少が顕著、または少子・高齢化や一次産業の担い手不足が深刻化している地域
- ・ 校区の大半が市街化区域と近接していない校区

(2) 新たに立地可能となる建築物

農林水産物、歴史・文化資源、自然景観などの地域資源を活用し、地域の農林水産業や観光などの産業振興に寄与する

- ・ レストラン、カフェ、直売所
- ・ 休憩・宿泊施設、体験・交流施設
- ・ 観光案内所、土産物屋

等



(3) 対象となる地域産業振興施設 ※①～③すべてに該当するものであること

【基本的考え方】

- 市街化調整区域における開発・建築等行為のうち、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められるもの。
- 開発区域内に農地等、優れた自然環境を有する区域、災害の発生のおそれがある区域などの土地（※）を含まないこと。ただし、関係法令の許可又は同意を得られる見込みがあるもので、支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(※下記に該当するもの)

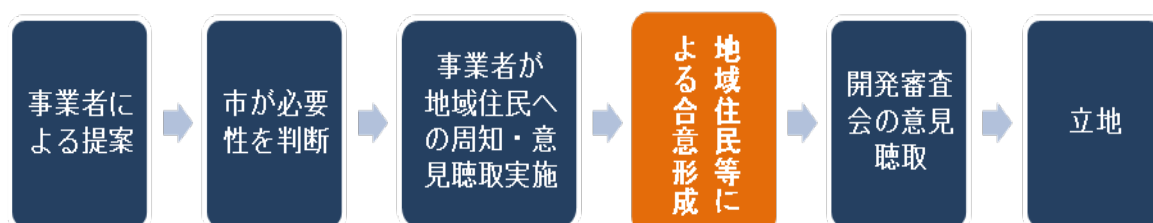
- ・都市計画法第33条第1項第8号：災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ・福岡市開発行為の許可等に関する条例第3条：砂防指定地、農用地区域等、自然公園等、自然環境保全地域、特別緑地保全地区、標高80メートル以上の区域、保安林、その他

詳細はP4の担当窓口（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）までお問い合わせください。

- ①原則として、新たな公共施設（道路・上下水道等）の整備を伴わないこと。
- ②原則として、予定建築物に係る敷地規模は1,000㎡以下、かつ、延べ面積は500㎡以下であること。
- ③予定建築物の敷地が幅員4メートル以上の道路に接しており、かつ、当該道路が開発区域（法第43条に基づく許可にあたっては、当該許可に係る区域）外の幅員9メートル以上の道路に接続していること。

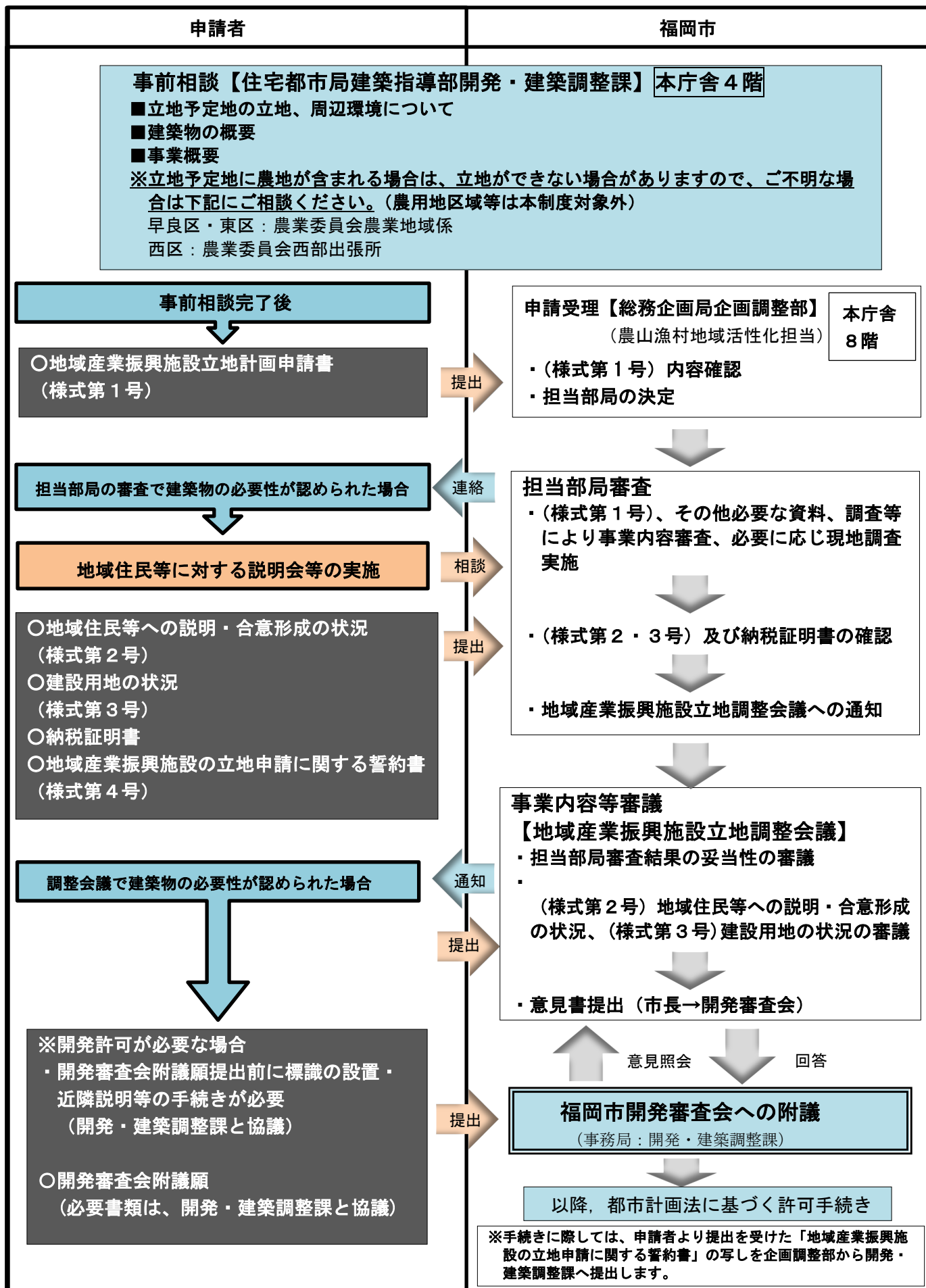
- ・①、②の要件に当てはまらない場合についても、予定建築物の立地が地域産業の振興に特に寄与し、事業を実施するうえで適切な規模、内容等であると認められるなど、一定の要件を満たす建築物は許可できる場合もありますので、ご相談ください。
- ・本制度においては、新築だけでなく、既存建築物の賃貸による施設整備も認めていますが、その場合は、建築物の所有者及び賃借人の連名での申請が要件となります。
- ・申請者は、施設を所有等し、施設計画や事業内容等に責任を持つ者として提案頂くことになりますが、手続き完了後、または施設立地までの間において、所有者、施設計画、事業内容等に変更が生じる場合は、地域の合意形成を含む、本制度の手続きを一から取り直す必要があります。
- ・開発許可等がなされた後であっても、申請書類一式の内容に重大な不備や虚偽の記載があった場合や、必要な手続きを経ずに施設所有者、施設計画、事業内容等を変更した場合は、許可を取り消します。

(4) 立地までの流れ



2 申請手続き

地域産業振興施設立地に関する手続きの流れ



(1) 事前相談

まずは、事業計画について、事前相談をお願いします。

【担当窓口】

住宅都市局建築指導部開発・建築調整課

福岡市中央区天神1丁目8-1 本庁舎4階

TEL : 092-711-4587・4588

FAX : 092-733-5584

E-mail : kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

○農用地区域は本制度の対象外です。また、立地予定地に農地が含まれる場合は、立地ができない場合がありますので、ご不明な場合は下記にご相談ください。

(立地予定地が東区・早良区の場合)

福岡市農業委員会事務局 農業地域係

福岡市中央区天神1丁目8-1 本庁舎5階

TEL : 092-733-5777

FAX : 092-714-4034

E-mail : nogyoi.AGCS@city.fukuoka.lg.jp

(立地予定地が西区の場合)

福岡市農業委員会事務局 西部出張所

福岡市西区西都2丁目1-1 西区西部出張所2階

TEL : 092-806-9435

FAX : 092-807-3080

E-mail : nogyoi.AGCS@city.fukuoka.lg.jp

【事前相談に必要な書類】

- ・立地予定地の位置図（正確な住所、近隣の状況が分かるもの）、字図、登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・現地写真（予定地とその周囲の状況が分かるもの）
- ・建築物のイメージ図、構想等

【事前相談の内容】

- ・立地予定地の立地、周辺環境について
- ・建築物の概要
- ・事業概要

(2) 申請方法

(1) による事前相談後、下記書類を提出してください。申請内容を確認のうえ、担当部局を決定します。

■「地域産業振興施設立地計画申請書」(様式第1号)

【提出先】

総務企画局企画調整部(農山漁村地域活性化担当)

福岡市中央区天神1丁目8-1 本庁舎8階

TEL: 092-711-4863

FAX: 092-733-5582

E-mail: kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

※申請書類の様式は、手引き、及び、福岡市ホームページをご活用ください。

福岡市ホームページ: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

(くらし・手続き > 住まい・引越し > 建築に関する手続き等 > 開発許可・宅地造成規制 > 市街化調整区域の土地利用の規制緩和)

(3) 申請に際しての留意事項

- ① (1) による事前相談後に、申請手続きを行ってください。事前相談を行っていない場合、または申請書類の内容等に不備がある場合は、申請書の受理ができませんことがあります。
- ② 申請者(法人であるときはその役員又は従業員)は、福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ③ 施設立地に基づく申請書類の作成等、申請書類提出に要する経費については、すべて申請者の負担となります。
- ④ 提出された個人情報については、施設立地の必要性等の審査の目的に限り利用し、他の目的には利用することはありません。なお、個人情報を除く申請書等については、法令または条例に基づき公開する場合があります。
- ⑤ 下記の行為を行った場合、審査を行うことなく申請を無効とします。また、審査結果通知後に下記の行為を行った場合は、開発許可等がなされた場合であっても、許可を取り消します。
 - ア) 申請書類一式(地域産業振興施設立地申請書、開発審査会附議願、開発行為許可申請書及びその関係資料等)の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合

- イ) 重要事項（施設所有者、施設計画、事業内容等）を都市計画法第 35 条の 2 に
基づく変更許可等の必要な手続きを経ずに変更した場合
ウ) 上記のほか、市長が不適切と認めた場合

（４） 担当部局による事業内容審査等

- ①申請書に基づき、担当部局で事業内容を審査します。必要な場合は、別途資料の
提出をお願いするほか、現地調査、ヒアリング等を実施します。審査基準につい
ては P. 7 を参照ください。

【農業振興に寄与する建築物】

農林水産局総務部農業振興課（本庁舎 1 4 階）

TEL：092-711-4852

【水産振興に寄与する建築物】

農林水産局水産部水産振興課（本庁舎 1 4 階）

TEL：092-711-4364

【観光資源活用による集客促進に寄与する建築物】

経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課（本庁舎 1 4 階）

TEL：092-711-4984

- ②担当部局の審査において、当該建築物の必要性が認められた場合には、下記書類
を提出してください。

■「地域住民等への説明・合意形成の状況」（様式第 2 号）

■「建設用地の状況」（様式第 3 号）

■「地域産業振興施設の立地申請に関する誓約書」（様式第 4 号）

■納税証明書（法人の場合は、直近の事業年度における法人税（国税）に関する
納税証明書、個人の場合は、直近の事業年度における所得税
（国税）に関する納税証明書）

※上記について滞納がないことが要件となります。

【審査基準】

区 分	審査内容	
農林水産業の振興 へ寄与する建築物 の審査基準 (農林水産局)	必須項目	○農林水産物や農地など地域資源の活用により、地域の農林水産業の生産活動を活性化し、地域の農林水産業の振興に寄与することが見込まれ、周囲との調和が図られる施設であること。
	任意項目 (いずれか一つを 満たすと認めら れること)	・農振法第3条第4号で定める農業用施設又は農地法施行令第4条第1項2号イで定める農業振興に資する施設であること。 ・農林水産業の担い手の確保・定着につながる事。 ・地元一次産品の優先的な利活用が見込め、販売額等の増加につながる事。 ・地域農林水産業における遊休地・遊休施設等の活用(解消)につながる事。 ・農林水産業を通じた都市住民との交流につながる事。 ・地域住民の雇用促進につながる事。
観光資源活用による集客促進に寄与する建築物の審査基準 (経済観光文化局)	必須項目	○歴史・文化資源、自然景観など地域の観光資源の活用により、集客を促進し、地域経済の活性化に寄与することが見込まれ、周囲との調和が図られる施設であること。
	任意項目 (いずれか一つを 満たすと認めら れること)	・地域観光資源の魅力を広く発信できる事。 ・地域観光資源の発掘や磨き上げにつながる事。 ・地域住民の雇用促進につながる事。

備考 審査に当たっては、当該建築物の立地が関係法令の規定により求められる許可・認可・同意がなされていること(なされる見込みがあることを含む。)を条件とする。

(5) 地域住民等への説明・合意形成等

当該施設の立地に当たっては、地域住民等による合意形成が図られていることが前提条件となります。

申請者は、市担当部局による審査状況を確認しながら、事前に当該施設の立地に関する地域住民等の意向把握に努めたうえで、地域住民等への説明会等を開催し、地域住民等による合意形成を図って頂きます。

また、地域住民等の合意形成にあたっては、下記の点に留意して実施してください。

①地域住民等の対象範囲

原則として、立地予定地の町内会または自治会等が対象となります。

説明の対象者には、地域住民だけでなく、周辺施設（店舗や旅館、事業所等）も含まれることから、必ず市の担当部局と協議を行ったうえで決定してください。

②地域住民等による合意形成が図られていることの確認方法

申請者は、自治会や町内会、自治協議会の総会等において、当該施設の立地について承認が得られたことが分かる議事録※を提出して下さい。

※「地域住民等への説明・合意形成の状況」（様式第2号）に添付

市はこの議事録により、地域住民や周辺施設の大半から合意が得られていることを確認します。

なお、自治会や町内会、自治協議会の総会等で承認が得られた場合、地域代表者並びに申請者は、必ず総会等での協議内容や承認結果を地域住民や周辺施設に説明したうえで、市担当部局に報告してください。

市担当部局は、この報告を受けた後、その後の手続きを進めることとなります。

③説明会等での説明内容など

説明にあたっては、地域住民等による合意形成が前提となること、申請中の段階であり、今回の申請が許可されない場合があることを必ず説明してください。

地域によっては、地域産業振興施設の立地にあたり、自治協議会等がルールや基準等を定めていることがあるため、地域の実情に応じて、地域が定めるルールや基準への対応状況、周辺施設（店舗や旅館、事業所等）への説明状況を丁寧に説明して下さい。

なお、許可・不許可にかかわらず、審査結果通知後速やかに、審査結果を地域の代表者及び住民等へ伝えるようにしてください。

(6) 地域産業振興施設立地調整会議による審議

市の関係部局で組織する地域産業振興施設立地調整会議で審議し、市長が当該施設の必要性を決定します。審議の結果、「地域産業振興施設立地計画申請書受理決定通知書」（様式第5号）または「地域産業振興施設立地計画申請書不受理決定通知書」（様式第6号）を申請者宛てに通知します。

(7) 福岡市開発審査会（※）への附議

地域産業振興施設立地調整会議において、当該施設の必要性が認められた場合は、下記開発許可等担当部局と協議のうえ、「開発審査会附議願」及び必要書類を、開発・建築調整課（事務局）に提出してください。

福岡市開発審査会での承認が得られた場合、以降、都市計画法に基づく許可手続きを行うこととなります。

福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課（本庁舎4階）

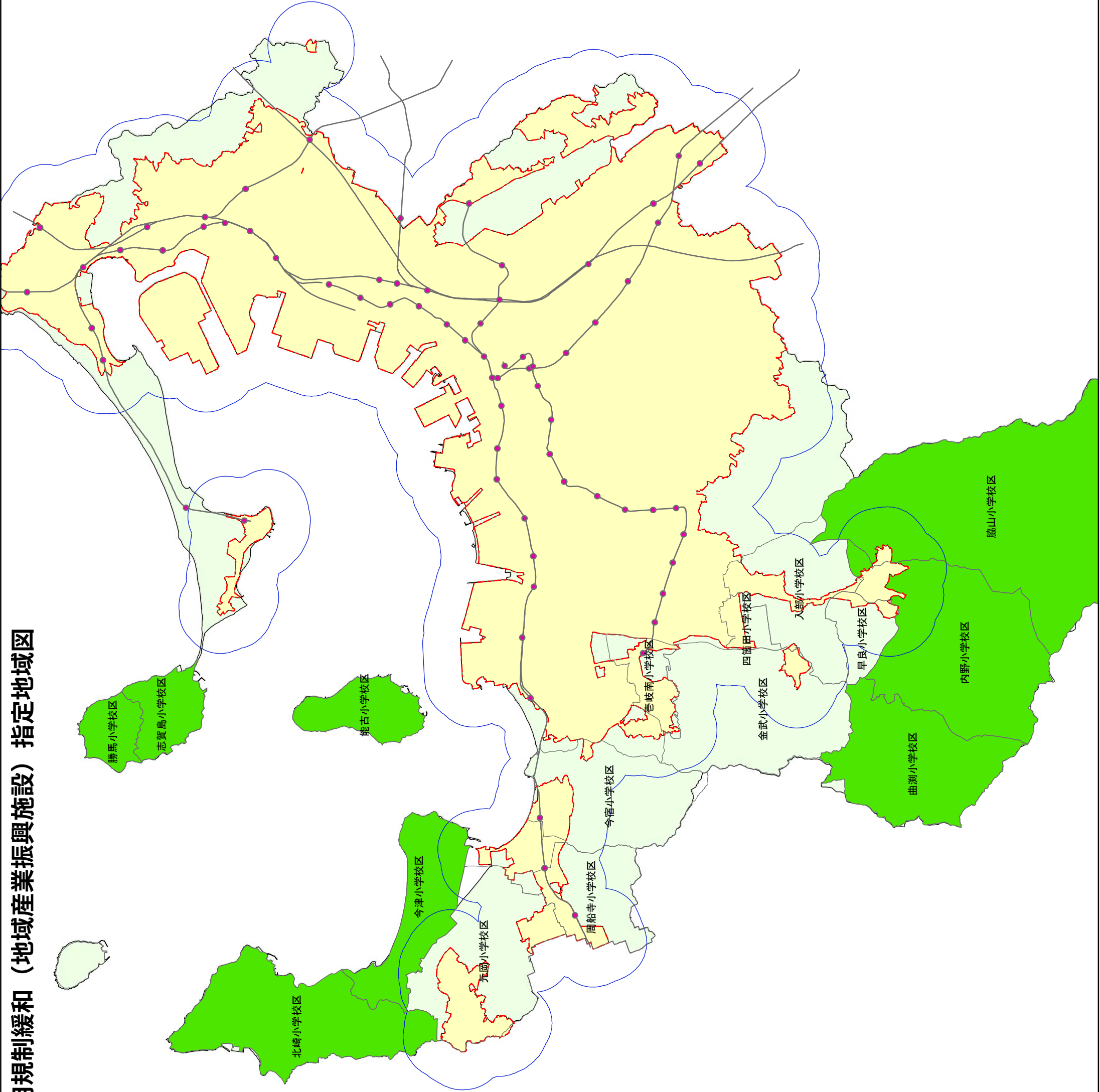
TEL：092-711-4587・4588

FAX：092-733-5584

E-mail：kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※法律、経済、都市計画、建築などに関する学識経験者7名で構成された第三者機関

市街化調整区域の土地利用規制緩和（地域産業振興施設）指定地域図



凡例

指定地域

指定地域外

駅位置

軌道

市街化区域1km

市街化区域

福岡市開発審査会附議基準（抜粋）

第1 市街化調整区域における開発行為・建築等行為のうち、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、次の事項のいずれかに該当するものは、福岡市開発審査会に附議できるものとする。なお、優良な農地等、優れた自然環境を有する区域、災害の発生のおそれがある区域など保全することが適当な区域にあっては、関係法令の許可又は同意を得られる見込みがあるものに限る。

（中略）

20-2 地域コミュニティの維持等が課題となっている農山漁村地域で、地域産業の振興の観点から必要であり、地域住民等による合意形成がなされていると認められる建築物

地域コミュニティの維持・活性化が課題となっている農山漁村地域のうち、市の担当部局が「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月）」（以下「総合戦略」という。）に基づいて、農林水産業や観光など地域産業の振興の観点から必要であり、地域住民等による合意形成がなされていると認める建築物で、かつ、次の事項のすべてに該当するもの。

なお、本項の適用に限り、建築物を賃貸借することができるものとする。ただし、この場合においては、許可の申請は建築物の所有者及び賃借人の連名で行われ、かつ、許可に係る建築物は、次の事項のすべてに該当するものであることを要する。

また、建築物の所有者、若しくは賃借人又は建築物の用途のいずれかに変更がある場合においては、再度許可を要するものとする。

(1) 民間活力の導入などにより、優先して活性化に取り組む地域として、市の担当部局が総合戦略に基づいて、指定した地域において行われること。

ただし、建築物及びその敷地の一部が指定した地域外にわたる場合など、市の担当部局が必要であると認める場合は、この限りでない。

(2) 予定建築物の立地に当たって、新たな公共施設（給水施設を含む。以下「公共施設等」という。）の整備を伴わないこと。

ただし、予定建築物の立地が地域の産業振興に特に寄与するため、公共施設等の整備が必要であると、市の担当部局が認める場合は、この限りでない。

(3) 予定建築物に係る敷地規模は1,000㎡以下であり、かつ、予定建築物の延べ面積は500㎡以下であること。

ただし、予定建築物の立地が地域の産業振興に特に寄与し、当該事業を実施する上で適切な規模及び内容であり、かつ、周辺の市街化を促進するおそれがないと、市の担当部局が認めるものについては、これを超えることができる。

(4) 予定建築物の敷地が幅員4m以上の道路に接しており、かつ、当該道路が開発区域（法第43条に基づく許可にあたっては、当該許可に係る区域）外の幅員9m以上の道路に接続していること。

地域産業振興施設立地計画申請書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者
住所
氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 3 条の規定に基づき、本申請書を提出します。
なお、当該建築物が許可された場合には、同要綱第 8 条に基づく事業の報告を行うことに同意いたします。

1 事業者名及び事業所所在地

事業者名 (法人の場合は法人 名および代表者名)				
事業所所在地				
連 絡 先	担当者			
	電 話		F A X	
	E-mail			

2 建築物等の概要

立地予定地			
建築物用途			
区 分	自己所有・ 賃借	工事種別	新築・増改築・用途変更 その他 ()
敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
道 路	公道・私道(幅員) m	ガ ス	都市ガス・プロパン
上 水 道	有・無 ()	下 水 道	有・無 ()

- ※下記資料を添付してください。
- ・ 予定地の位置図（近隣の状況等が分かるもの）、字図、登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ・ 現地写真（予定地とその周囲の状況が分かるもの）
 - ・ 建築物のイメージ図、構想等

3 事業概要等

(1) 事業種別	※該当するものに○を記載 飲食店、直売所、休憩施設、宿泊施設、体験・交流施設 観光案内所、土産物屋 その他（ ）
(2) 事業概要	【どのような地域資源を活用し、どのようなターゲットを対象とした事業を実施するのか】 (記入例) ・地元の農産物○○をメニューに取り入れ、若者をターゲットにした自然食レストラン ・地域の観光資源である○○の魅力を発信し、観光客を呼び込む土産物屋等 【その他、コンセプト、事業実施の内容、雇用計画、PR ポイント】 ※自由記載 (記入例) ・飲食店のコンセプト ・従業員の雇用計画（地域住民○名を雇用） ・地元農産物の仕入れ方法の工夫 ・想定するターゲット層へのアプローチの方法等 【当該地域で事業を実施する必要性】 (記入例) ・地域の特産品である○○を加工するためには、収穫後、すぐに加工する必要があり、当該地域での立地が必要不可欠である。 ・地域の農産物である○○などを効果的にPRするためには、採れたての農産物を新鮮な状態で商品として提供する必要があり、当該地域内で販売することが必要不可欠である。 ・「○○産の農産物」をブランド化し、地域外の観光客を呼び込むためには、当該地域内で事業を実施することが必要不可欠である。 【周囲との調和について】 ※地域住民への配慮、周辺の農地や自然環境との調和の考え方などを自由に記載

(3) 事業実施により期待できる効果	【寄与する分野】※主たるものを選択 ☐地域の農林水産業の振興への寄与 ☐地域の観光資源活用による集客促進への寄与 【事業実施により、当該地域に貢献できると考えること】 ※別紙審査基準に掲げる事項のうち、特に当該地域に貢献できると考える事項について具体的に記載 (記入例) ・地元の農産物〇〇を活用したメニューを提供することにより、地元農産物のPRや販路拡大につながる。 ・飲食店スタッフに地域住民を雇用する予定であり、地域の雇用促進に貢献できる。 ・地域の特産品である〇〇を生産、6次産業化し、販売することにより、農家の所得の向上につなげる。 ・地域の観光資源である〇〇を用いた商品を開発、販売することで、地域の魅力を向上させ集客促進につなげる。
(4) 事業実施スケジュール	【開発行為等の手続き完了後から、事業開始（開業）までのスケジュール】 (記入例) ・〇年〇月 土地造成等開始 ・〇年〇月 土地造成等完了 ・〇年〇月 建築開始 ・〇年〇月 建築完了 ・〇年〇月 <u>開業</u>
(5) 特記事項	【福岡市開発審査会附議基準各号ただし書きに該当する場合は必要性等を記載】 (記入例) ・予定建築物の敷地規模が●●㎡と1,000㎡を超えるが、来年度、敷地内に宿泊施設を建設する予定であり、敷地全体を活用し事業を展開するためには必要である。

地域住民等への説明・合意形成の状況

- (1) 説明会等の開催日時
- (2) 主な参加者及び参加者数
- (3) 参加者からの意見・要望等
- (4) 上記に対する考え方
- (5) 合意形成後の地域住民等への説明状況

※地域の代表者（自治会長、町内会長、自治協議会長等）への説明状況についても記載してください。

※当該施設の立地について、地域の合意形成が図られていることを示す書類（自治会や町内会、自治協議会の総会等において承認が得られていることが分かる議事録）を添付してください。

※合意形成が図られた後、総会等での協議内容や承認結果について、地域住民や周辺施設（店舗や旅館、事業所等）にどのように説明したかを記載してください。

建設用地の状況

1 建設予定地の状況

- (1) 所在地 福岡市
- (2) 地 目 (公簿) (現況)
- (3) 地 積 (公簿) m^2 (実測) m^2
- (4) 道路等の状況
- ① 道 路 (・公道 ・私道) (幅員) m
- ② 上水道 (・有 ・無 ()) ※無の場合は、代替措置を記入のこと。
- ③ 下水道 (・有 ・無 ()) ※無の場合は、代替措置を記入のこと。
- ④ ガ ス (・都市ガス ・プロパン)

2 取得用地の状況 (該当ある場合のみ記載)

- (1) 区 分 ①自己所有 (・寄付 ・売買) ②借地 (・無償 ・賃借)
- (2) 現在の所有者 (・理事等縁故者 ・一般個人 ・一般法人)
- (3) 整 地 (・整地済 ・許可後整地)

3 その他の規制状況

- (1) 都市計画法及び建築基準法関係
- 開発許可等担当部署への相談 (・済 ・未)
- 建築審査等担当部署への相談 (・済 ・未)
- (2) 農地転用関係 農業委員会への相談 (・済 ・未)
- (3) 里道、水路関係 所管部署 () への相談 (・済 ・未)
- (4) その他の許可、協議

※ (1) ~ (4) において、済の場合は議事要旨を添付すること

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

地域産業振興施設の立地申請に関する誓約書

私は、福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱に基づき申請するにあたり、以下の内容について誓約いたします。

なお、以下の誓約内容のうち①から③の事項に反した場合は、同要綱に基づく申請は無効とされ、この制度を利用して受けた都市計画法上の開発許可が取り消されることに同意いたします。

- ① 申請書類一式(地域産業振興施設立地計画申請書、開発審査会附議願、開発行為許申請書及びその関係資料など)の内容に重大な不備や虚偽の記載がないこと。
- ② 申請内容及び地域で合意形成された内容に基づき適正に事業を履行すること。
- ③ 重要事項（施設所有者、施設計画、事業内容等）を変更する場合は、都市計画法第 35 条の 2 に基づく変更許可等の必要な手続きを行うこと。
- ④ 本申請を経て開発許可を受けた土地や施設を第三者に譲渡する場合は、開発許可により得た法的効果が失われることから、あらかじめ市に報告するとともに、あらためて、都市計画法に基づく許認可等の手続きを行う必要があることを第三者に十分説明すること。

(様式第 5 号)

総企第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎
(総務企画局企画調整部)

地域産業振興施設立地計画申請書受理通知書

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 7 条の規定に基づき、令和 年 月 日付で提出がありました地域産業振興施設立地計画申請書について、下記のとおり受理しましたので通知します。

記

1 受理の理由

(様式第 6 号)

総企第 号

令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎

(総務企画局企画調整部)

地域産業振興施設立地計画申請書不受理決定通知書

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 7 条の規定に基づき、令和 年 月 日付で提出がありました地域産業振興施設立地計画申請書について、下記のとおり不受理とすることを決定いたしましたので通知します。

記

1 不受理の理由

(様式第 7 号)

事業実施状況報告書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者

住所

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

印

※本人による署名の場合、押印の必要はありません。

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間

2 上記期間における事業実施状況について (具体的な実施内容を記載)

3 今後の事業実施予定について

4 その他

(様式第 8 号)

地域産業振興施設立地変更等届出書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者

住所

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

印

※本人による署名の場合、押印の必要はありません。

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 9 条の規定に基づき、令和 年 月 日付で提出した地域産業振興施設立地計画申請書について、下記のとおり変更・廃止しますので届出します。

記

1 変更・廃止の理由

※上記理由を補足する資料があれば添付すること。

(様式第 9 号)

総企第 号

令和 年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎

(総務企画局企画調整部)

地域産業振興施設立地変更等届出書受理通知書

福岡市市街化調整区域地域産業振興施設の立地に関する実施要綱第 9 条の規定に基づき、令和 年 月 日付で提出がありました地域産業振興施設立地変更等届出書について、受理しましたので通知します。

